

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
 発行所 京 都 府  
 政策法務課  
 電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
 印刷所 中西印刷株式会社  
 電話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ	
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定 (高齢者支援課)	389	
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止 ( )	390	
○介護保険法等に基づく指定介護老人福祉施設等の指定の辞退 ( )	391	
○介護保険法に基づく介護医療院の開設許可 ( )	〃	
○道路の区域変更 (山城北土木事務所)	392	
○道路の供用開始 (山城北土木事務所、丹後土木事務所)	〃	
○重要開発調整池の設置の完了 (南丹土木事務所)	393	
○京都府立宇治公園の管理覚書締結 (山城北土木事務所)	〃	
公 告		
○一般競争入札の実施 (入札課)	〃	
		○都市計画法に基づく工事完了 (山城南土木事務所) 396
		公 安 委 員 会
		○平成6年京都府公安委員会告示第62号等の一部改正 〃
		選 挙 管 理 委 員 会
		○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数 398
		○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数 〃
		○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の数 〃
		人 事 委 員 会
		○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 〃

## 告 示

### 京都府告示第330号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年6月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年 月 日
合同会社 flomile	訪問看護	訪問看護ステーションはなえみ	城陽市平川山道21の1 ケイズガーデン山道102	令 5. 3. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
医療法人社団医聖会	訪問看護	医療法人社団医聖会訪問看護ステーション八幡中央	八幡市八幡五反田39の1	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃

株式会社大	訪問看護	訪問看護ステーションふじな	八幡市八幡吉野垣内28の1 サンコート吉野305号室	5. 3. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社D. S. T	訪問介護	訪問介護事業所りりあ	亀岡市千代川町小林植田79	〃
亀岡市	訪問看護	亀岡市立病院訪問看護ステーション	〃 篠町篠野田1の1	5. 4. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
医療法人弘愛会西村内科	訪問看護	訪問看護ステーションさくらプラザ	舞鶴市字浜782	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
一般財団法人療道協会	訪問看護	訪問看護ステーションにしやま	長岡京市今里五丁目1の1	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
合同会社Laugh ter	訪問介護	ヘルパーステーションおだんご	宇治市小倉町西山70の7	〃
株式会社ながいき	〃	ながいきケアヘルパー木津川	木津川市相楽大徳35の1 第一マークビル3-2号室	〃
特定非営利活動法人ウイングス	通所介護	デイサービスいこい	宇治市大久保町旦椋80の8 T Sレジデンス宇治1-A	5. 4. 12
社会福祉法人友愛会	訪問介護	ホームヘルプステーション中矢田	亀岡市中矢田町久保垣内22の31	5. 5. 1
株式会社フルライフケア	〃	訪問介護事業所フルライフケア長岡京	長岡京市開田4丁目12の27	〃
一般社団法人コラボ・サポート京田辺	〃	ホームヘルプセンター「コラボ・サポート京田辺」	京田辺市興戸下ノ川原66の3 アデプト興戸108	〃
楽康合同会社	〃	楽康介護サービス	京丹後市峰山町荒山146の11	〃
K-T E C株式会社	〃	訪問介護K-HOME	宇治市五ヶ庄西川原21の117	5. 5. 10
株式会社のんのん	〃	ヘルパーステーションスイート東宇治	〃 〃 一番割59の1 壺番館305号室	5. 5. 11



京都府告示第331号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があった。

令和5年6月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
医療法人社団都会	訪問介護	医療法人社団都会ホームヘルプステーションひまわり	長岡京市開田4丁目8の5 若竹ビル3階	令5. 3. 31
社会福祉法人成相山青嵐荘	〃	ヘルパーステーション青嵐荘	宮津市字日置780	〃
社会福祉法人はしうど福祉会	訪問入浴介護	いちがお園訪問入浴センター	京丹後市丹後町岩木487	〃
〃	介護予防訪問入浴介護	〃	〃	〃
株式会社あいあい	訪問介護	ヘルパーステーションあいあい	舞鶴市下福井2の10	〃
株式会社ニチイ学館	福祉用具貸与	ニチイケアセンター宇治	宇治市宇治壺番134の1 宇治荒川ビル1階・地下1階	5. 4. 30
〃	特定福祉用具販売	〃	〃	〃
〃	介護予防福祉用具貸与	〃	〃	〃
〃	特定介護予防福祉用具販売	〃	〃	〃
株式会社ミストラルサービス	訪問介護	ミストラル福知山西	福知山市篠尾新町2丁目98	〃
医療法人財団宮津康生会	訪問看護	宮津武田病院訪問看護ステーション	宮津市字鶴賀2058の7	5. 5. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃



京都府告示第332号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第113条の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設から指定の辞退の届出があった。

令和5年6月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定の辞退年月日
一般財団法人長岡記念財団	介護療養型医療施設	長岡病院	長岡京市友岡4丁目18の1	令5. 3. 31
社会福祉法人秀孝会	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム京都ひまわり園	八幡市八幡清水井31	5. 4. 30



京都府告示第333号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和5年6月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	許 可 年 月 日
一般財団法人長岡記念財団	介護医療院	長岡介護医療院	長岡京市友岡4丁目18の1	令 5. 4. 1



京都府告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年6月16日から令和5年6月30日まで縦覧に供する。

令和5年6月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路 線 名 宇治木屋線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備 考
綴喜郡宇治田原町大字南小字高座36の1から	前	最小 32.9 最大 70.0	124.6	旧道の区域の廃止 廃道 延長 124.6m 幅員 最小 0.9m 最大28.0m
	後	最小 17.9 最大 69.0		
綴喜郡宇治田原町大字南小字脇神40の1まで	前	最小 21.8 最大 54.8	181.9	旧道の区域の廃止 廃道 延長 181.9m 幅員 最小 2.6m 最大18.0m
	後	最小 19.0 最大 35.5		

- 4 縦 覧 場 所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年6月16日から令和5年6月30日まで縦覧に供する。

令和5年6月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 宇治木屋線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
綴喜郡宇治田原町大字南小字宗畑31の4から 綴喜郡宇治田原町大字南小字泉水7の2を経て 綴喜郡宇治田原町大字賛田小字伏谷10の2まで	令和5年6月16日

- (4) 縦 覧 場 所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2 (1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 間人大宮線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
京丹後市丹後町成願寺小字川向2325の1（右）から 京丹後市丹後町成願寺小字川向10044の6を経て 京丹後市丹後町成願寺小字川向172の2（右）まで	令和5年6月16日
京丹後市丹後町成願寺小字川向172の2（右）から 京丹後市丹後町成願寺小字川向10030の2（右）まで	

- (4) 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

## 京都府告示336号

災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号）第20号第1項の届出に係る次の重要開発調整池については、同条例第18条第2項の技術的基準に適合すると認める。

令和5年6月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 重要開発調整池の所在地  
船井郡京丹波町須知居屋ノ下10の1、12の1、13の1、14、15、16の1、17、17の1、18、19、20、23、23の1、9の一部、21の一部、町有地、須知色紙田5の2
- 重要開発調整池の所有者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社コメリ  
代表取締役 捧 雄一郎  
新潟市南区清水4501番地1

## 京都府告示第337号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の10第1項の規定により兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

令和5年6月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 都市公園の名称  
京都府立宇治公園
- 兼用工作物の名称又は種類  
一級河川淀川水系淀川の河川管理施設である護岸（以下「護岸」という。）
- 兼用工作物の位置  
宇治市宇治塔川地先（次の図のとおり）
- 施設の管理者  
公園管理者 京都府山城北土木事務所長  
河川管理者 国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長
- 管理の方法  
(1) 公園専用施設（都市公園の附属物その他の専ら都市公園の管理上必要な施設又は工作物をいう。）を原因とする破損に伴う護岸の修繕は、公園管理者が

行う。

- (2) その他の破損部分に係る護岸の修繕は、河川管理者が行う。

## 6 管理の期間

兼用工作物の存続する期間（令和5年4月1日以後の期間に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。）

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和5年6月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量  
マルチスライスX線CT装置 一式
- (2) 購入物品の特質等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
令和5年10月31日（火）
- (4) 納入場所  
京都府立洛南病院（宇治市五ヶ庄広岡谷2番地）

## 2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府総務部入札課  
電話番号（075）414-5429  
ファクシミリ番号（075）414-5450
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等  
ア 交付期間  
令和5年6月16日（金）から令和5年7月25日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。  
イ 入手方法  
ア 原則として、アの期間に、電子調達システム

の案件情報からダウンロードすること。

- (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和5年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和5年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。  
大分類「薬品・理化学機器類」一小分類「医療用機器」
- (3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができるものと認められる者であること。
- (5) 薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく高度管理医療機器の販売業の許可を得ている者であること。
- (6) 当該購入物品の納入後6年間以上の部品供給が可能であり、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

### 4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間  
2の(2)のアに同じ。
- (2) 提出書類  
ア 確認申請書  
イ 一般競争入札参加資格確認資料  
(ア) 薬事法に基づく高度管理医療機器等の販売許可の写しを提出すること。  
(イ) 納入後6年間以上の部品供給が可能であることを証明する物品供給証明書を提出すること。  
(ウ) 迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明するアフターサービス及びメンテナンス体制表（任意様式）を提出すること。  
(エ) 入札機種が仕様書と適合していることを確認

することができるもの（任意様式）を提出すること。

### (3) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとす。

また、(2)のイについては、確認申請書提出後に入札説明書において指定する質問受付と同様の方法で、電子調達システムにより提出すること。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

### (4) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

### (5) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先  
2の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

### (ウ) 提出期限

令和5年6月29日（木）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

### 5 入札手続等

#### (1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和5年8月8日（火）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和5年8月9日（水）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和5年8月8日（火）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

#### (ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

#### (イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和5年8月9日（水）午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「マルチスライスX線CT装置 一式(税抜き)」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定すること

ができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他

(1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased

Multi-slice X-ray Computed Tomography, 1 set

(2) Bidding method

- Electronic bidding system
- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation  
From 8:30 AM on Friday June 16, 2023 to 5:15 PM on Tuesday July 25, 2023
- (4) The time, date and place for submission of tender  
From 8:30 AM to 5:15 PM on Tuesday August 8, 2023 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Wednesday August 9, 2023  
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (5) Deadline for tender by direct delivery or mail  
5:00 PM on Tuesday August 8, 2023
- (6) The time, date and place for the opening of tender  
10:15 AM on Wednesday August 9, 2023  
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (7) Contact point for the notice  
Commodity Section, Tender Division, Department

of General Affairs, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan  
TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年6月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
木津川市州見台6丁目3の5の一部  
（関連区域）  
木津川市市坂高座8の15の一部、42の2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
奈良市西木辻町113  
株式会社祥碩堂

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第99号

平成6年京都府公安委員会告示第62号等の一部を次のように改正する。

令和5年6月16日

京都府公安委員会

委員長 森 田 雅 之

- 1 平成6年京都府公安委員会告示第62号の一部を次のように改正する。  
2 の表中「有限会社京都府福知山自動車学校」を「株式会社福知山自動車学校」に、「有限会社綾部自動車学校」を「株式会社綾部自動車学校」に改める。
- 2 平成20年京都府公安委員会告示第22号の一部を次のように改正する。  
表中「有限会社京都府福知山自動車学校」を「株式会社福知山自動車学校」に、

第1号	「イーゼードライビング・コース」	を	第1号	「イーゼードライビング・コース」	に、
			第3号	高齢者講習同等教育	

第1号	普通自動車ペーパードライバー教育	を	第1号	普通自動車ペーパードライバー教育	に、「有限会社綾部自動車
			第3号	高齢者講習同等教育	

学校」を「株式会社綾部自動車学校」に、

「 第2号 ペーパーライダー教室 」	を	「 第2号 ペーパーライダー教室 第3号 高齢者講習同等教育 」	に改める。

3 令和4年京都府公安委員会告示第163号の一部を次のように改正する。

表中

有限会社京都府福知山自動車学校	福知山市字土師60番地	蘆田 光	京都府福知山自動車学校	福知山市字土師60番地	第1号	認知機能検査同等方法
					第2号	運転技能検査同等方法
一般財団法人舞鶴交通安全協会	舞鶴市字上安小字向イ山688番地	畑 東海男	京都府舞鶴自動車学校	舞鶴市字上安小字向イ山688番地	第1号	認知機能検査同等方法
					第2号	運転技能検査同等方法

を

株式会社福知山自動車学校	福知山市字土師60番地	蘆田 光	京都府福知山自動車学校	福知山市字土師60番地	第1号	認知機能検査同等方法
					第2号	運転技能検査同等方法
株式会社デルタ自動車教習所	京都市右京区西院安塚町6番地	臼井 庸浩	デルタ自動車教習所	京都市右京区西院安塚町6番地	第1号	認知機能検査同等方法
					第2号	運転技能検査同等方法
一般財団法人舞鶴交通安全協会	舞鶴市字上安小字向イ山688番地	畑 東海男	京都府舞鶴自動車学校	舞鶴市字上安小字向イ山688番地	第1号	認知機能検査同等方法
					第2号	運転技能検査同等方法
有限会社京都府峰山自動車学校	京丹後市峰山町荒山738番地	由利安樹子	京都府峰山自動車学校	京丹後市峰山町荒山738番地	第1号	認知機能検査同等方法
					第2号	運転技能検査同等方法

に、

「有限会社綾部自動車学校」を「株式会社綾部自動車学校」に、

株式会社大久保自動車教習所	宇治市大久保町北ノ山20番地	臼井 龍三	大久保自動車教習所	宇治市大久保町北ノ山20番地	第1号	認知機能検査同等方法
					第2号	運転技能検査同等方法

を

株式会社大久保自動車教習所	宇治市大久保町北ノ山20番地	臼井 龍三	大久保自動車教習所	宇治市大久保町北ノ山20番地	第1号	認知機能検査同等方法
					第2号	運転技能検査同等方法
株式会社山科自動車教習所	京都市伏見区日野奥出56番地	中山 耕一	山科自動車教習所	京都市伏見区日野奥出56番地	第1号	認知機能検査同等方法
					第2号	運転技能検査同等方法

に改

める。

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第40号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和5年6月16日

京都府選挙管理委員会  
委員長 坪内 正一

41,701人



京都府選挙管理委員会告示第41号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和5年6月16日

京都府選挙管理委員会  
委員長 坪内 正一

360,626人



京都府選挙管理委員会告示第42号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年6月16日

京都府選挙管理委員会  
委員長 坪内 正一

北	区	30,250人
上	京 区	21,025人
左	京 区	41,225人
中	京 区	29,420人

東	山 区	9,519人
山	科 区	36,287人
下	京 区	21,538人
南	区	27,158人
右	京 区	53,629人
西	京 区	40,298人
伏	見 区	74,426人
福	知 山 市	20,991人
舞	鶴 市	21,842人
綾	部 市	9,021人
宇	治市及び久世郡	55,010人
宮	津市及び与謝郡	11,236人
亀	岡 市	24,357人
城	陽 市	21,175人
向	日 市	15,675人
長	岡京市及び乙訓郡	27,066人
八	幡 市	19,299人
京	田辺市及び綴喜郡	23,626人
京	丹 後 市	14,817人
南	丹市及び船井郡	12,506人
木	津川市及び相楽郡	33,612人

人 事 委 員 会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月16日

京都府人事委員会  
委員長 坂田 均

京都府人事委員会規則114—95

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（京都府人事委員会規則14—2）の一部を次のように改正する。

別表知事の本庁の項中「技監」の右に「子育て社会推進監」を加え、「ワクチン接種対策室長」を削り、「雇用推進室長」を「労働政策室長」に、「主幹、主査」を「課長補佐」に改め、「専門幹」を削り、同表知事の農林水産技術センターの農林センターの項中「所長」の右に「栽培技術開発部長」を加え、同表知事の農林水産技術センターの生物資源研究センターの項中「応用研究部長」を削り、同表労働委員会の事務局の項中「課長」の右に「参事」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。